

# 保育所保育士の養成、研修等の現状

## 保育士養成

- 指定保育士養成施設(544か所)  
(大学、短大、専修学校等での所定の課程(2年以上)の履修)  
又は
- 保育士試験(都道府県が実施)に合格  
資格取得者 約49,000人(年間)

## 職員の資質向上

- 職員:知識技能の修得、維持向上の努力義務
- 施設:研修の機会の確保義務  
保育所内での研修のほか、保育団体、地方公共団体主催の研修会に参加

## 保育所勤務の保育士数(常勤換算)

306,253人(うち非常勤28,179人)

社会福祉施設等調査(H17年)

## 保育士養成課程(概要)

- 保育の本質・目的 (社会福祉、社会福祉援助技術、児童福祉、保育原理、養護原理、教育原理)
  - 保育の対象 (発達心理学、教育心理学、小児保健、小児栄養、精神保健、家族援助論)
  - 保育の内容・方法 (保育内容、乳児保育、障害児保育、養護内容)
  - 基礎技能 ○保育実習 ○総合演習
- 計68単位以上

## 保育士の平均年齢、勤続年数及び平均賃金等について

- 保育士は、全産業と比較して、女性労働者の比率が高く、勤続年数は短い。
- また、きまって支給する現金給与額も、全産業と比較して低く、その待遇は、現在においても介護職員と近い状況にある。

	男				女			
	構成比	平均年齢	勤続年数	きまって支給する現金給与額	構成比	平均年齢	勤続年数	きまって支給する現金給与額
全産業	68.8%	41.8歳	13.5年	372.7千円	31.2%	39.1歳	8.8年	238.6千円
保育士	4.2%	29.2歳	5.0年	229.2千円	95.8%	32.9歳	7.7年	217.9千円
福祉施設介護員	29.2%	33.2歳	4.9年	227.1千円	70.8%	37.2歳	5.3年	206.4千円
ホームヘルパー	15.2%	37.6歳	3.9年	230.6千円	84.8%	44.7歳	4.5年	197.0千円

(資料出所) 平成18年賃金構造基本統計調査

(参考) 勤続年数等に応じた運営費の加算について

### 1 主任保育士の加算

主任保育士の選任加算費を必要とするものと認定された場合には、一定額を加算する

### 2 民間施設給与等改善費の承認

職員1人当たりの平均勤続年数を基礎に加算率を適用した運営費を支給する。

※ 職員1人当たりの平均勤続年数	10年以上	12%加算
	7年以上10年未満	10%加算
	4年以上 7年未満	8%加算
	4年未満	4%加算

# 認可外保育施設に関する現行制度

## (認可外保育施設の類型)

- 認可外保育施設とは、児童福祉法に基づく都道府県知事の認可を受けていない保育施設全般をさしており、以下のような類型に区分することがある。
  - (1) 事業所内保育施設 (ex: 院内保育施設等)
  - (2) ベビーホテル(※①夜8時以降の保育、②宿泊を伴う保育、③利用児童の半数以上が一時的利用、のいずれかに該当する施設)
  - (3) その他
- こうした認可外保育施設の中には、自治体独自の基準による補助を受けている施設もある。  
(ex: 東京都認証保育所や横浜保育室等のいわゆる「自治体単独保育室」)
- また、認定こども園の中には、保育所部分について認可を受けていない類型(幼稚園型又は地方裁量型)があり、これらの保育所部分についても、認可外保育施設の一類型である。

## (認可基準・定員規模)

- 現行制度においては、認可保育所に対して児童福祉施設最低基準の遵守を求めており、同基準を満たさなければ、認可は行われぬ。(※児童福祉施設最低基準 → P4)  
※ 一方で、保育所認可には、都道府県知事の裁量が比較的広く認められており、必要な客観基準を満たす場合であっても、認可されないことはあり得る。(→※第13回(10/6)の課題)
- また、認可保育所の定員規模は、60人以上を原則。都市部の要保育児童が多い地区で低年齢時を一定割合以上受け入れる場合や、過疎地域など一定の要件を満たす場合に、例外的に20人まで定員規模を引き下げ。

(認可外保育施設に対する指導監督)

- 認可外保育施設に対しても、制度上、設置の(事後)届出義務が課せられており(※)、都道府県知事による指導監督・勧告・公表・事業停止命令の対象となる。(※認可外保育施設指導監督基準 → P4)

※事業所内保育施設など一部、届出対象外の施設有り。

(認可外保育施設に対する財政措置)

- 現行制度においては、認可保育所における保育の実施費用のみ、市町村の支弁義務がかかっており、認可外保育施設に対しては、認可保育所への移行を支援する一部の補助金や、事業所内保育施設に対する助成金を除き、制度的な公費投入はなく、各自治体が独自に支援するか否かに委ねられている。(※認可保育所への移行支援に係る補助制度・事業所内保育施設に対する助成制度 → P5)

(参考)

児童福祉施設最低基準と認可外保育施設指導監督基準

項目	児童福祉施設最低基準 (保育所)	認可外保育施設指導監督基準
職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 配置基準 (児童) : (保育士)</li> <li>0歳児 3 : 1</li> <li>1・2歳児 6 : 1</li> <li>3歳児 20 : 1</li> <li>4歳以上児 30 : 1</li> <li>・ 保育士のみ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 主たる保育時間11時間については、最低基準に規定する数以上、11時間を超える時間帯については、現に保育されている児童が1人である場合を除き、常時2人以上の配置が必要</li> <li>・ 保育者の3分の1以上が保育士又は看護婦資格が必要</li> </ul>
設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○2歳未満 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 乳児室 1.65㎡/人</li> <li>・ ほふく室 3.3㎡/人</li> <li>・ 医務室、調理室、便所</li> </ul> </li> <li>○2歳以上 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育室又は遊戯室 1.98㎡/人</li> <li>・ 屋外遊戯場 3.3㎡/人</li> <li>・ 調理室、便所</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育室 1.65㎡/人</li> <li>・ 調理室、便所</li> </ul>
非常災害に対する処置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消火用具、非常口等の設置</li> <li>・ 定期的な訓練の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消火用具、非常口等の設置</li> <li>・ 定期的な訓練の実施</li> </ul>
保育室等を2階以上に設ける場合の条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 転落防止装置</li> <li>○保育室等を2階に設ける場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 耐火建築物又は準耐火建築物</li> <li>・ 屋外階段、屋内特別避難階段 (建築基準法施行令第123条第3項) 等による2方向避難経路</li> </ul> </li> <li>○保育室等を3階以上に設ける場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 耐火建築物</li> <li>・ 屋外階段、特別避難階段等による2方向避難経路 (4階以上の場合は屋外避難階段を必置)</li> <li>・ 調理室の防火区画 (自動消火装置等が設置されている場合の特例あり)</li> <li>・ 非常警報器具</li> <li>・ カーテン等の防火処理</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 転落防止設備</li> <li>○保育室等を2階に設ける場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 耐火建築物又は準耐火建築物</li> <li>・ 屋外階段、屋内特別避難階段 (建築基準法施行令第123条第3項) 等による2方向避難経路</li> </ul> </li> <li>○保育室等を3階以上に設ける場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 耐火建築物</li> <li>・ 屋外階段、特別避難階段等による2方向避難経路 (4階以上の場合は屋外避難階段を必置)</li> <li>・ 調理室の防火区画 (自動消火装置等が設置されている場合の特例あり)</li> <li>・ 非常警報器具</li> <li>・ カーテン等の防火処理</li> </ul> </li> </ul>
児童の処遇	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保育の内容 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 健康状態の観察、服装等の異常の有無についての検査、自由遊び、昼寝</li> <li>・ 保護者との連絡</li> </ul> </li> <li>○給食 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 必要な栄養量を含有</li> <li>・ 献立の作成</li> </ul> </li> <li>○健康診断の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>※ 保育所保育指針に準じる。</li> </ul>

(参考)

認可外保育施設の認可化移行支援に係る補助制度

- 認可化移行促進事業 (19年度予算額 20百万円 → 20年度予算案 13百万円) (20年度)

・ 移行促進事業 20か所 @200万円 補助率1/3

〔一定水準の質のサービスを提供する認可外保育施設の認可化に当たり、市町村が保育士を当該施設に派遣して、保育内容の指導を行うなど、認可保育所への移行準備を支援する。平成17年度より環境改善事業は保育環境改善事業へ統合。〕

- 認可外保育施設の衛生・安全対策 (19年度予算額 23百万円 → 20年度予算案 23百万円)

〔認可外保育施設に従事する職員に対しても健康診断を行うことにより、受診の促進を図る。平成19年度より放課後児童等衛生事業からの認可外保育施設分を分離予定。〕

- 保育所体験特別事業 (19年度予算額 300百万円 → 20年度予算案 300百万円)

(19年度) (20年度)  
900事業 → 900事業 補助率1/3

〔ベビーホテル等を利用する親子等に保育所を開放し、児童の発達状況のチェック、親への相談、助言などを実施。〕

- 保育従事者研修事業 (19年度予算額 53百万円 → 20年度予算案 49百万円)

(19年度) (20年度)  
開催回数 98回 → 99回  
補助率 定額

〔認可外保育施設の施設長や保育従事者を対象とした研修の実施。〕

注) 認可外保育施設指導監督基準は、劣悪な認可外保育施設を排除するためのものであり、当該基準に適合する認可外保育施設であっても保育所の児童福祉施設最低基準を満たすことが望ましい。

# 事業所内保育施設に係る助成制度について

平成20年度

平成21年度(予算要求中)

利用者は、原則として、その雇用する労働者

事業所外利用者がある場合、事業所の雇用労働者の利用者数を上回らないこと。

利用者要件の緩和を検討。

## ・設置費

対象費用: 建築費等

助成限度額: 2,300万円

助成率: 大企業1/2 中小企業2/3

## ・増築費

対象費用: 増築費等

助成限度額:

増築 1,150万円 建替え 2,300万円

助成率: 1/2

## ・保育遊具等購入費

助成限度額: 40万円

## ・運営費

対象費用: 運営に係る費用(人件費等)

助成率: 大企業1/2 中小企業2/3

支給期間: 5年間

## ・設置費

20年度と同様

## ・増築費

20年度と同様

## ・保育遊具等購入費

20年度と同様

## ・運営費

対象費用: 運営に係る費用(人件費等)

助成率:

5年目まで 大企業1/2 中小企業2/3

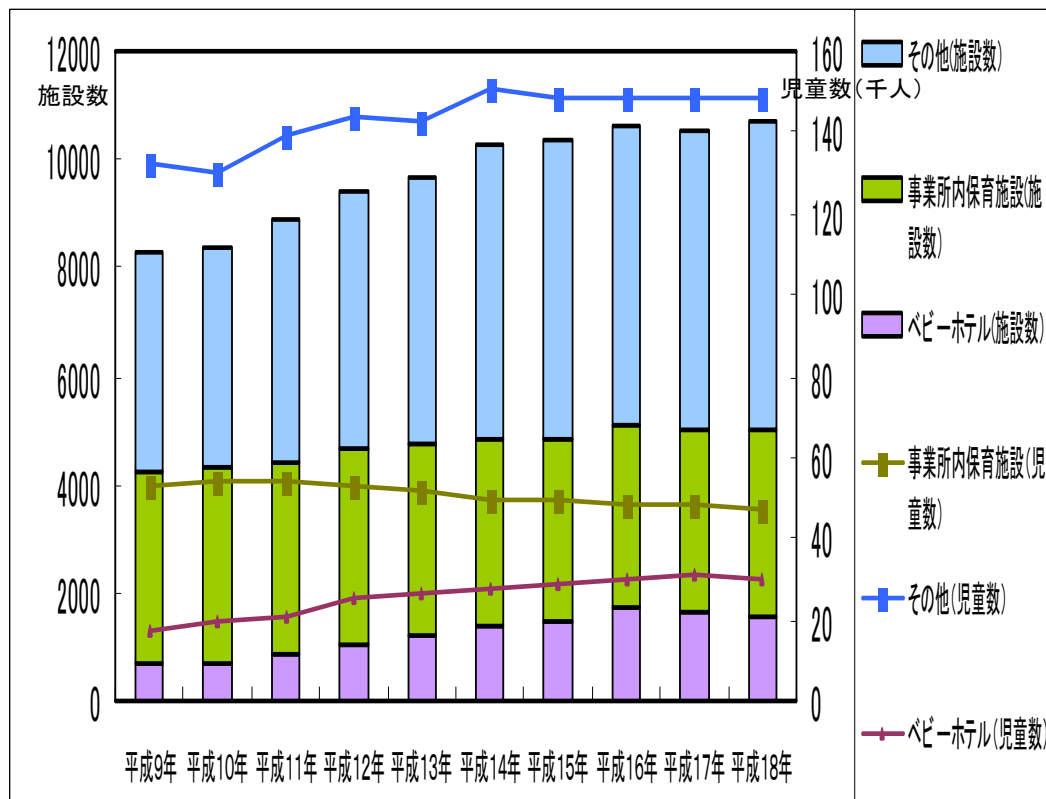
6年目以降 1/3

支給期間: 10年間

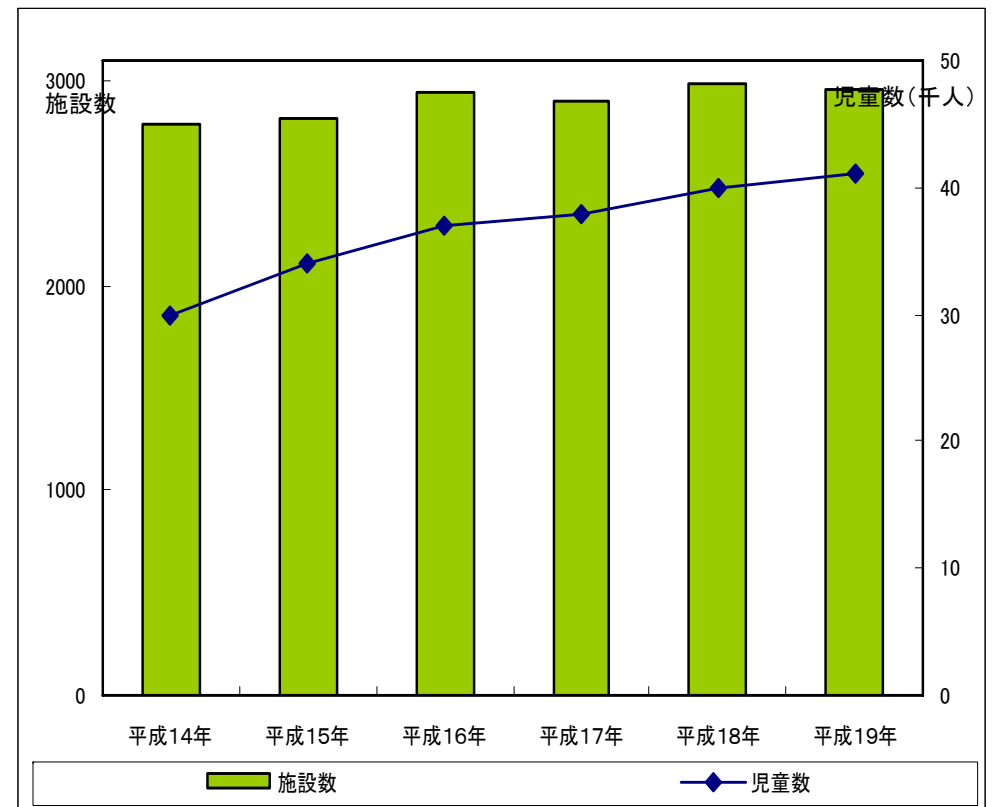
# 認可外保育施設数・利用児童数の推移

- 認可外保育施設数は約1万箇所、利用児童数は約23万人。認可保育所数の約1/2、利用児童数で約1割を占める。
- 利用児童数の近年の推移をみると、事業所内保育施設は減少傾向、ベビーホテルは増加傾向にあるが、全体としては横ばい傾向にある。
- そのうち、自治体独自の補助を受けるいわゆる「自治体単独保育室」の利用児童数は増加傾向にある。

認可外保育施設・利用児童数の推移



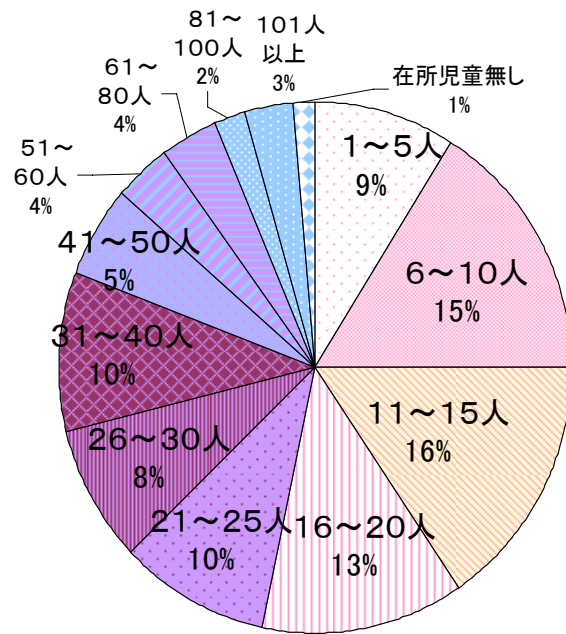
うち自治体単独保育室の推移



# 認可外保育施設の規模

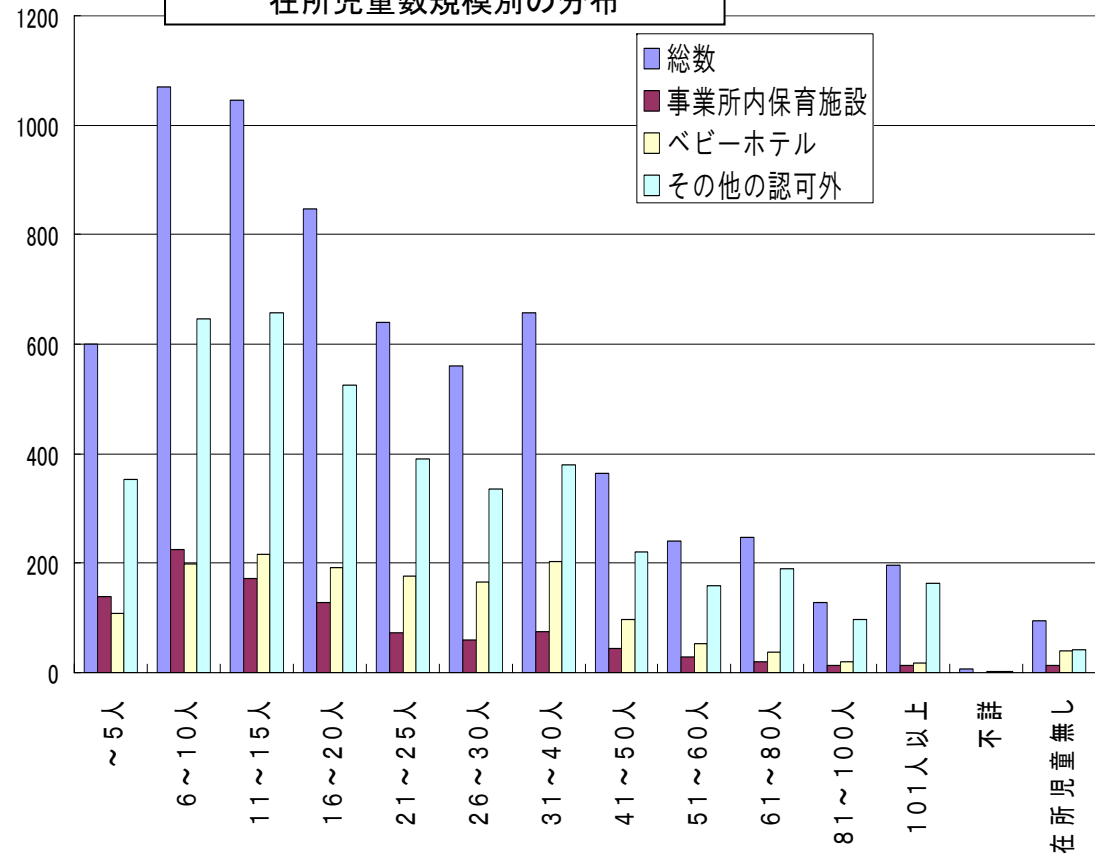
- 認可外保育施設の在所児童数を見ると、20人以下が53%を占めている。
- 認可保育所の原則的な定員である60人超の規模は1割に満たない。

認可外保育施設の  
在所児童数規模別の構成比



(施設数)

認可外保育施設の  
在所児童数規模別の分布

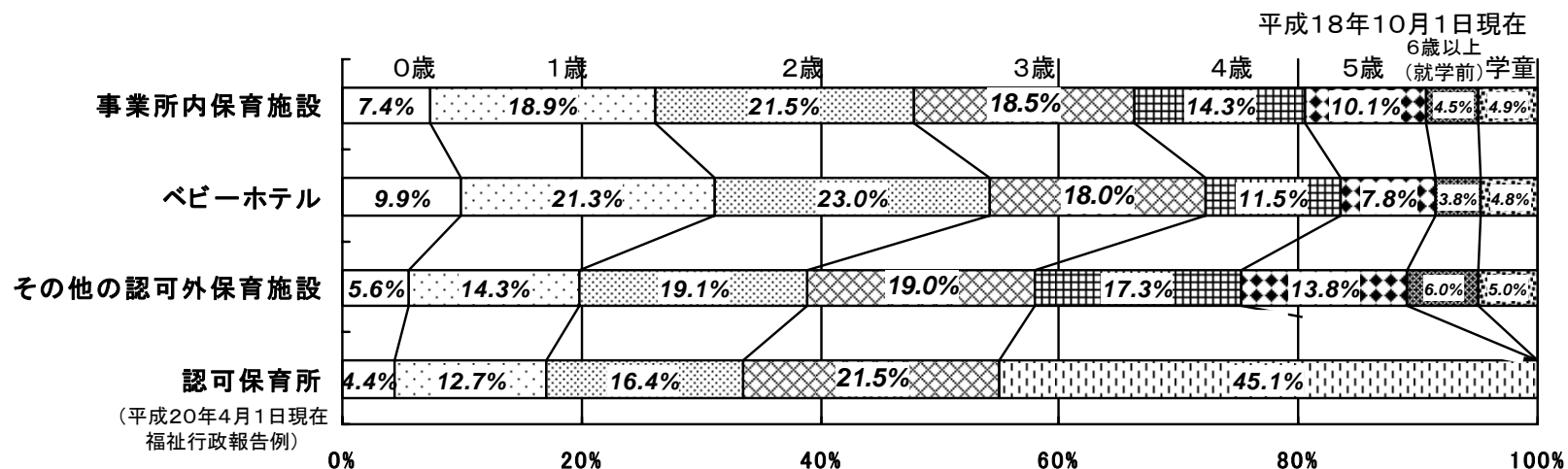


(資料)平成18年地域児童福祉事業等調査報告を特別に集計したもの



# 認可外保育施設の年齢別入所児童数

○ 認可外保育施設の年齢別入所児童数を見ると、認可保育所に比べ、ベビーホテルを中心に低年齢時の割合が高い。



## 認可外保育施設の設置主体

○ 認可外保育施設の設置主体を見ると、全体としては、約6割が個人、約2割が企業となっている。

施設の類型別設置主体の状況

(単位：%、ポイント)

各年10月1日現在

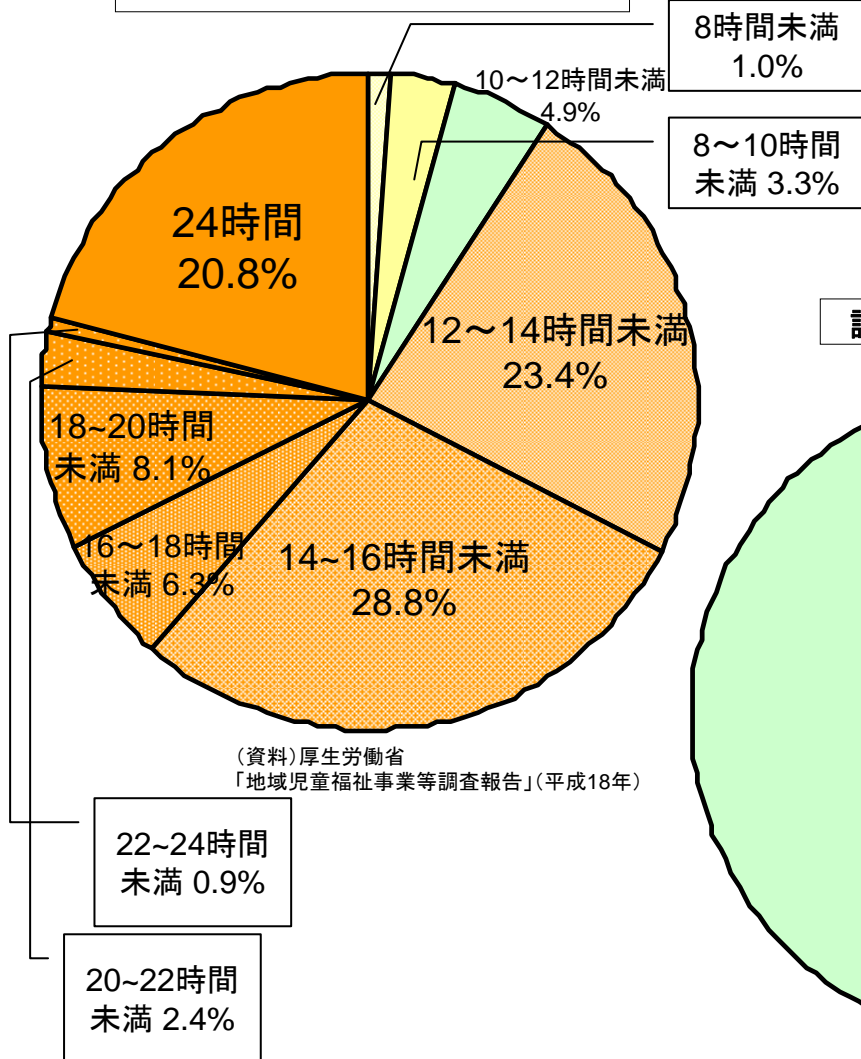
	総数			事業所内保育施設			ベビーホテル			その他の認可外保育施設		
	平成18年	平成15年	増減	平成18年	平成15年	増減	平成18年	平成15年	増減	平成18年	平成15年	増減
総数	100.0	100.0	...	100.0	100.0	...	100.0	100.0	...	100.0	100.0	...
個人	56.3	58.1	△ 1.7	22.7	4.0	18.8	46.4	53.9	△ 7.5	68.1	71.3	△ 3.2
会社	26.1	23.5	2.5	40.2	51.1	△ 10.9	45.8	37.3	8.5	15.4	13.0	2.4
任意団体	3.7	5.4	△ 1.7	2.3	2.5	△ 0.2	1.6	2.9	△ 1.3	4.8	6.8	△ 2.0
その他	13.9	13.1	0.9	34.8	42.5	△ 7.7	6.2	5.8	0.4	11.7	8.9	2.8

(資料)厚生労働省「地域児童福祉事業等調査報告」(平成18年)

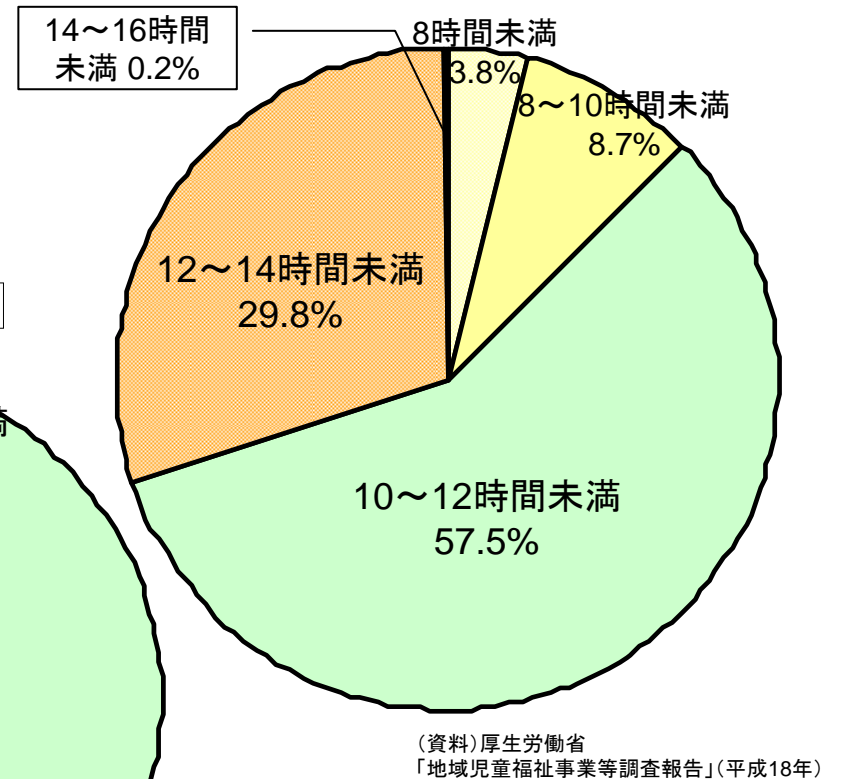
# 認可外保育施設の開所時間

○ 開所時間は、ベビーホテルのみならず、その他認可外保育施設であっても、認可保育所に比して長く、早朝や夜間の保育ニーズに認可外保育施設が対応している状況が伺える。

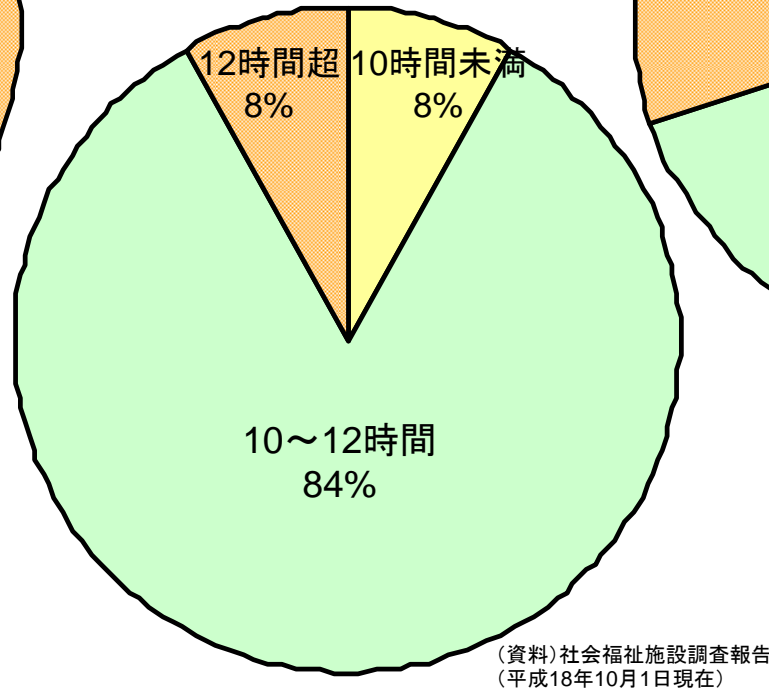
ベビーホテルの平日の開所時間



その他認可外保育施設の平日の開所時間



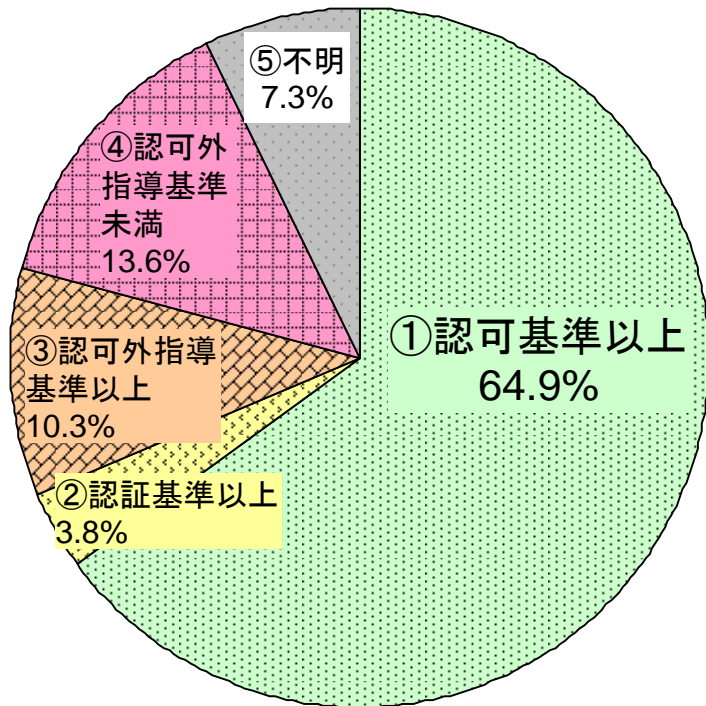
認可保育所の開所時間



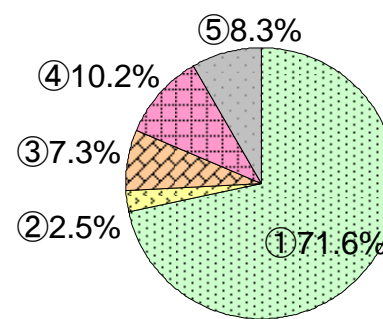
# 認可外保育施設の水準（面積(保育室)）

○ 認可外保育施設の保育室の面積を見ると、認可基準以上相当(推計)の施設が6割以上となっている。

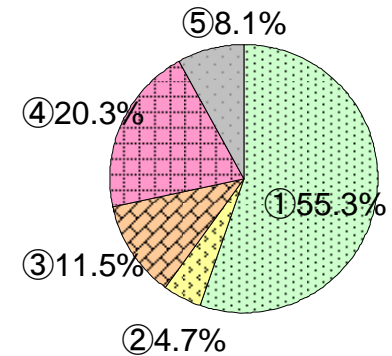
認可外保育施設全体



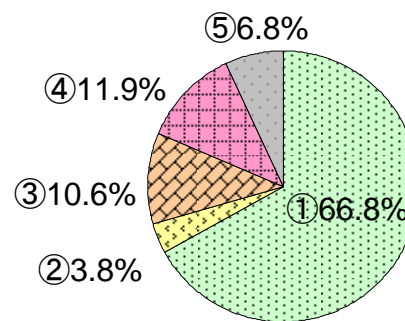
事業所内保育施設



ベビーホテル



その他の認可外



**【推計の前提】**

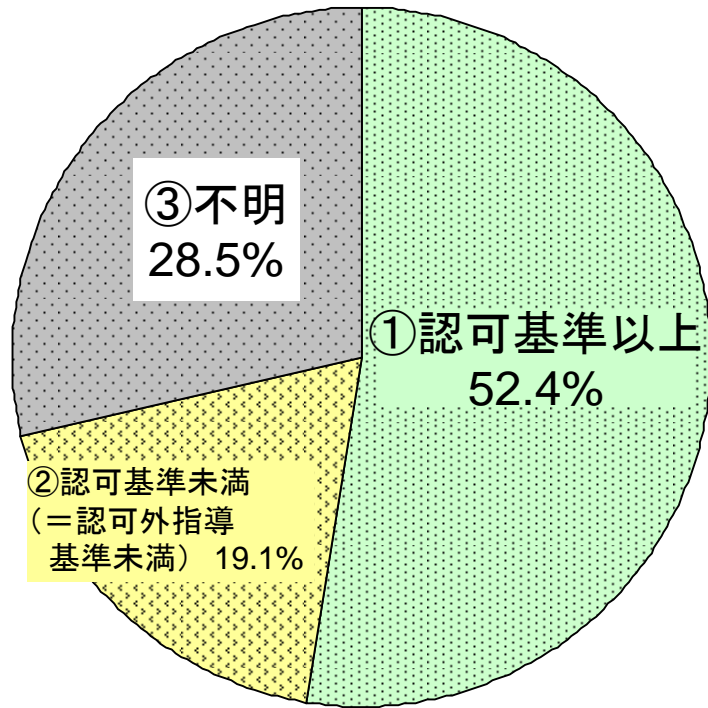
- 「①認可基準以上」…1歳児数×3.3㎡ + 2歳以上児×1.98㎡以上の事業所
  - 「②認証基準以上」…①未満で、1歳児数×2.5㎡ + 2歳以上児×1.98㎡以上(=おおむね東京都認証保育所や横浜保育室の基準)の施設
  - 「③認可外指導基準以上」…②未満で、1歳以上児童数×1.65㎡以上の事業所
  - 「④ その他」…③未満
  - 「⑤ 不明」…保育室面積の回答がなかった施設
- ※ なお、最低基準上は、0歳児又は1歳児を入所させる場合は、乳児室(1.65㎡)又はほふく室(3.3㎡)を設けることとしており、実際上は、個々の乳幼児のほふくを始める段階に応じて面積基準を適用することとなるが、計算の便宜上、0歳児は乳児室、1歳児はほふく室として計算。

(資料)平成18年地域児童福祉事業等調査報告を特別に集計したもの

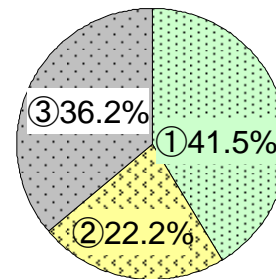
# 認可外保育施設の水準（面積(乳児室)）

○ 認可外保育施設の乳児室の面積を見ると、認可基準以上相当(推計)の施設が5割以上となっている。

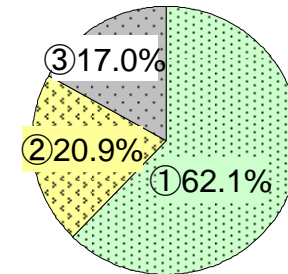
認可外保育施設全体



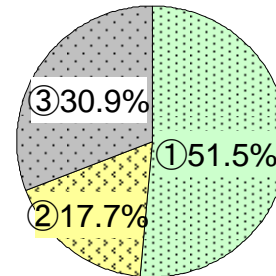
事業所内保育施設



ベビーホテル



その他の認可外



**【推計の前提】**

「①認可基準以上」・・・0歳児数×1.65㎡以上の施設

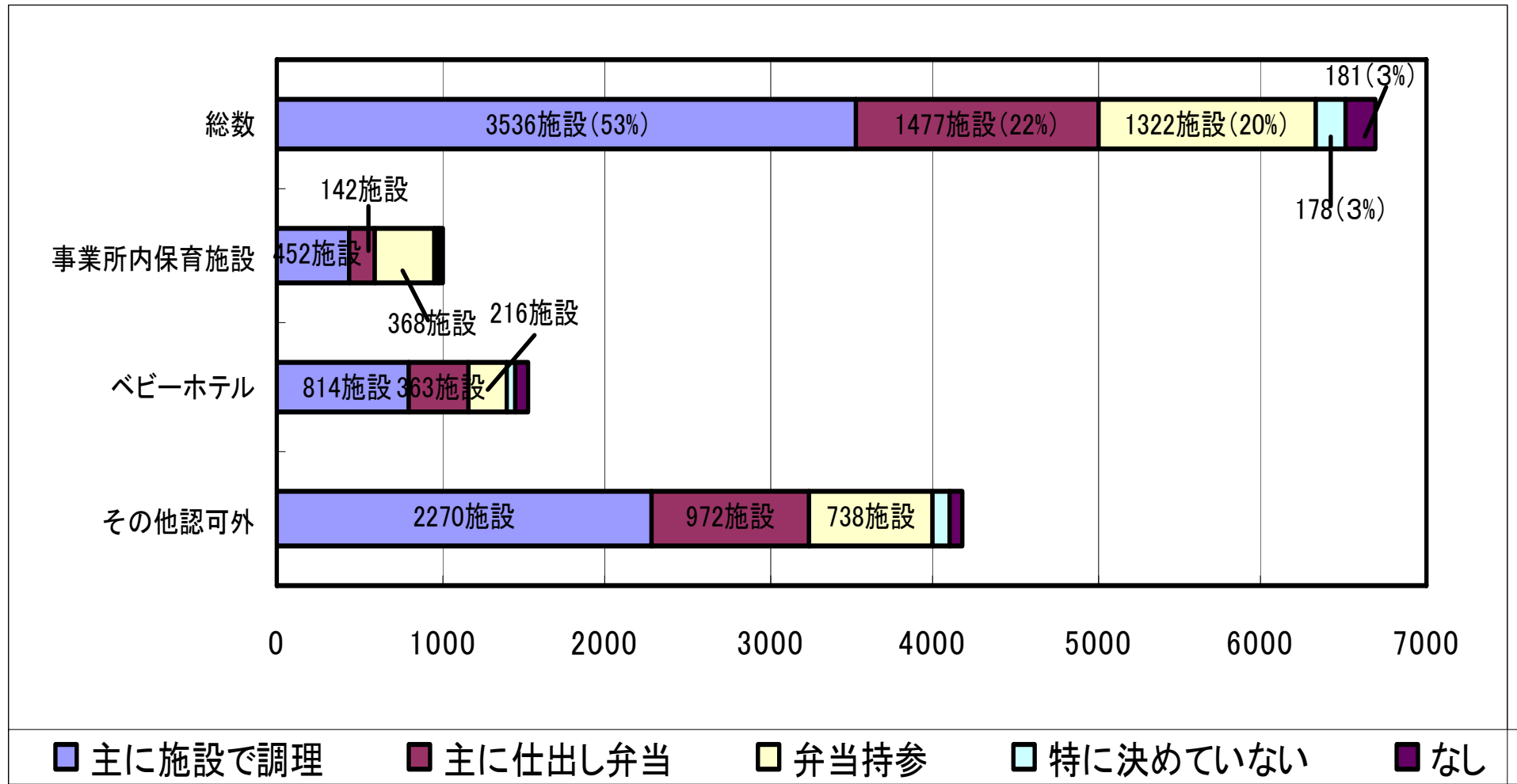
「②認可基準未満」・・・①未満の事業所

「③ 不明」・・・保育室面積の回答がなかった施設

※ なお、最低基準上は、0歳児又は1歳児を入所させる場合は、乳児室(1.65㎡)又はほふく室(3.3㎡)を設けることとしており、実際上は、個々の乳幼児のほふくを始める段階に応じて面積基準を適用することとなるが、計算の便宜上、0歳児は乳児室、1歳児はほふく室として計算。

## 認可外保育施設の水準（調理室）

○ 認可外保育施設の給食(昼食)の状況を見ると、半数は自園調理を行っているが、2割は外部搬入、2割は弁当持参となっており、認可外保育施設の半数は調理室を有していない可能性が高い。



(資料)厚生労働省「地域児童福祉事業等調査報告」(平成18年)

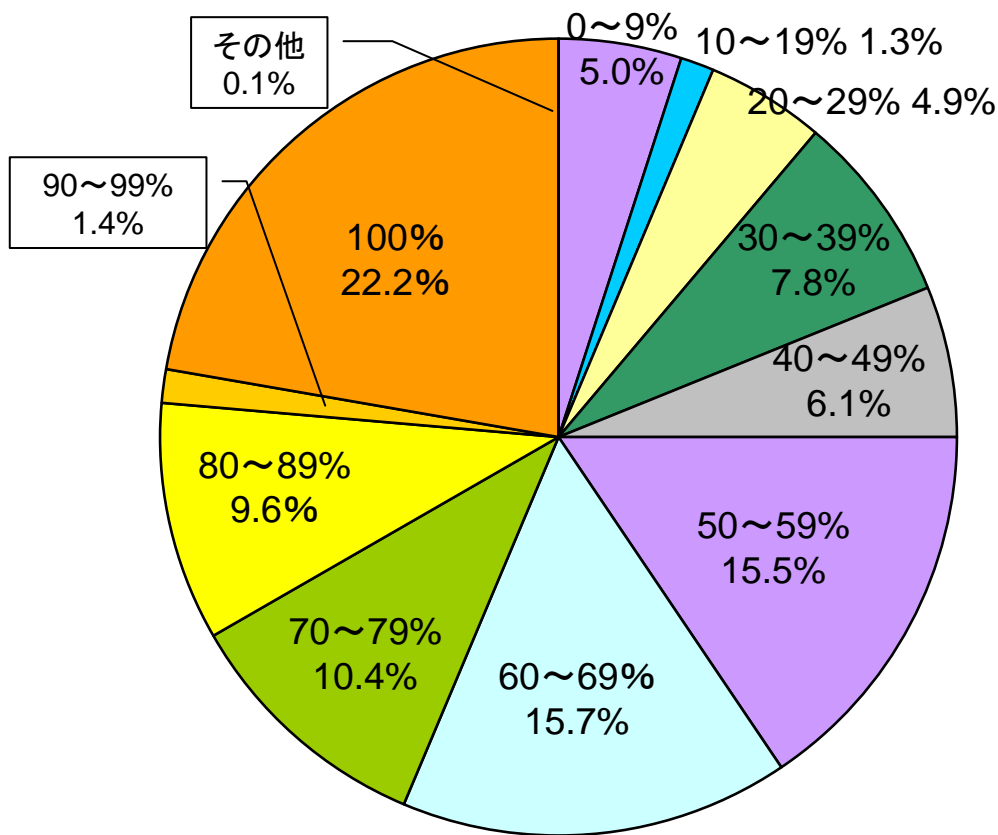
# 認可外保育施設の水準(保育士比率)① (全体)

- 認可外保育施設全体の保育従事者に占める保育士比率の割合は、平均的には約6割にとどまっている。
- 施設別に見ると、保育士比率100%(全員保育士)という施設も多い一方、50%を下回る施設も1/4見られ、認可外保育施設間の差が大きい。

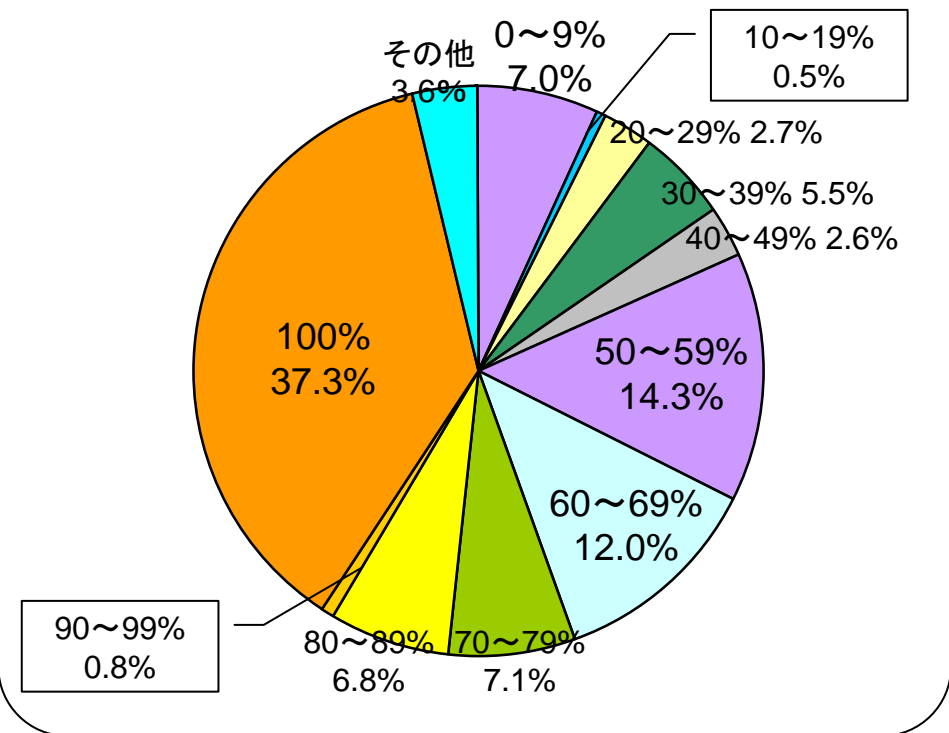
保育従事者に占める保育士比率別にみた認可外保育施設割合

認可外保育施設全体 (6,694カ所)

常勤職員・非常勤職員の合算



うち常勤職員

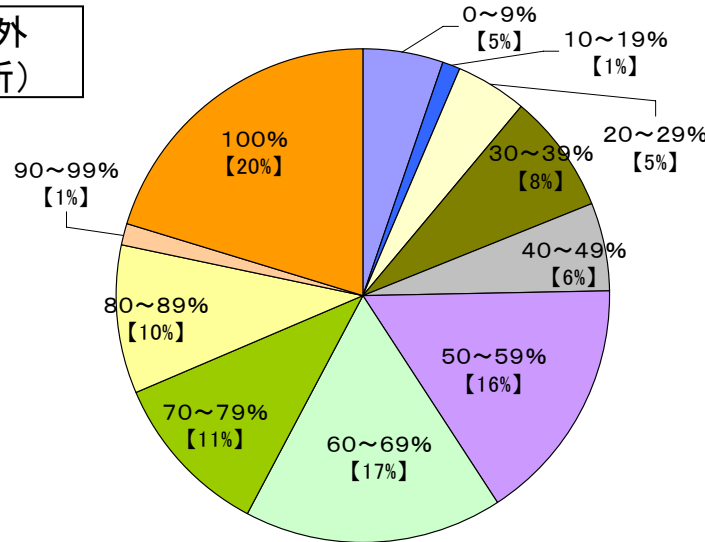


(資料)平成18年地域児童福祉事業等調査報告を特別に集計したもの

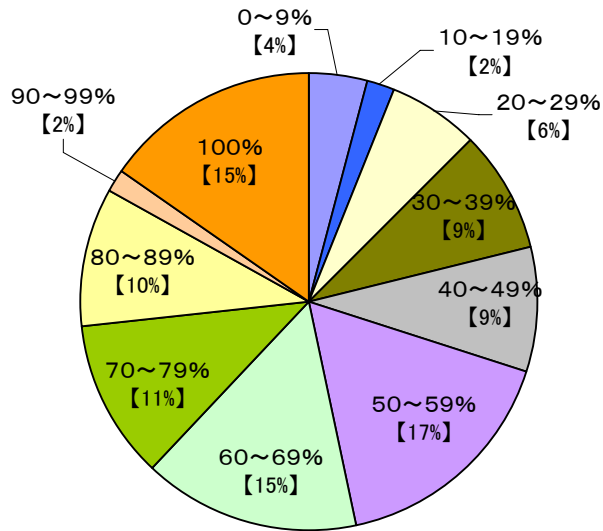
# 認可外保育施設の水準(保育士比率)② (施設種類別)

○ 施設種類別に見ると、事業所内保育施設は保育士100%である割合が高い。

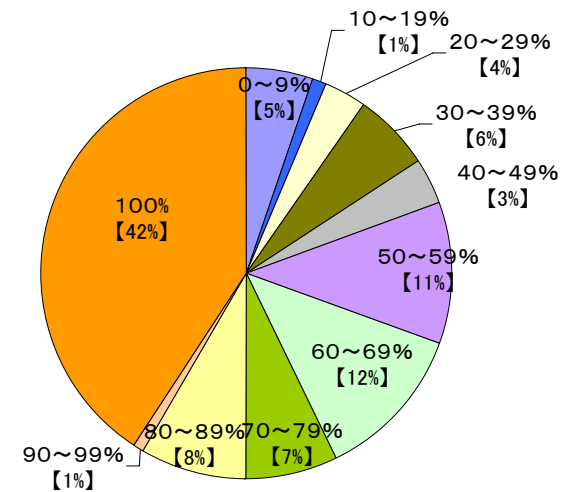
その他認可外  
(4, 162カ所)



ベビーホテル  
(1, 525カ所)



事業者内保育施設  
(1, 007カ所)



## 認可外保育施設の利用料

○ 認可外保育施設の利用料をみると、企業からの補助等のある事業所内保育施設に比べ、他の種類の施設の利用料が高い傾向にあるが、平均的におおむね約3～5万程度の水準となっている。

